



の相談を受け、対応に困っています。どこか相談する所はないですか。

A 厚生労働省の円卓会議の提言

Q 会社の人事担当をしているまま、従業員から「上司のパワハラをく者に対して、職務上やめさせてほしい」との地位や人間関係など



職場のパワハラ、一人で悩まず、まず相談

職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為」とされてい

ます。上司が部下に行うものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間

が背景の場合も含まれます。パワハラは当事者が気づいていなかったり、業務上の指示との線引きが難しかったり、対応に苦慮することがあります。

パワハラ自体を取り締まる法律はありませんが、民法上、会社が使用者責任や労働者を

心身ともに健康に働かせるという安全配慮義務違反を問われることでもあります。労働局や各労働基準監督署内にある総合労働相談コーナーでは、パワハラに関する相談を受け付け、会社に対する助言などを行い、解決を促す取り組みも行っています。